
発生段階別対策

未発生期	1 ~ 3B
	新型インフルエンザの発生に備えるべき時期
定義	
	<p>海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期</p>
基本的方向性	
	<p>「青森県健康危機管理対策連絡会議」等を開催し、海外で発生した新型インフルエンザの情報をいち早く捉えることができる体制を整備するとともに、新型インフルエンザの発生に備えた対応の確認と準備を強化する。</p> <p>また、鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止に努める。</p>
主な対策	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス^()体制の構築 (2) 情報提供体制の構築 (3) 医療に必要な物資の確保、効率的な活用 (4) 相談、検査体制の整備 (5) 医療体制の整備 (6) 防疫体制の構築

「青森県健康危機管理対策連絡会議」において、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」の策定を行うとともに、同会議幹事会等を適宜開催し、情報交換や発生に備えた対策を協議する。また、同会議において各関係部局等における推進体制の構築の進捗状況の確認等を行う。

青森県新型インフルエンザ対策行動計画を実施するにあたり必要となる各種ガイドライン等の作成・見直しを行う。〔健康福祉部、各部局〕

新型インフルエンザサーベイランス体制の構築

1. 発生動向調査体制の充実

現行の感染症発生動向調査^()について、インフルエンザ定点医療機関^()(以下「患者定点」、「病原体定点」という。)からの情報の収集、分析体制を強化する。〔健康福祉部〕

例：県内発生・小流行期以降の段階に備え、既存の感染症発生動向調査システムを活用して感染症指定医療機関等における新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む。)の発生状況等をリアルタイムに把握できるようにする など

国の要請に基づき、クラスターサーベイランス^()、症候群サーベイランス^()の対象医療機関の選定及びリスト作成を行う。〔健康福祉部〕

2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の充実

現行の学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告について、各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を充実する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する詳細な情報(感染経路、症状などを含む。)を収集する。また、その他国内外の情報を収集する。〔健康福祉部、農林水産部〕

主な情報収集源は、次のとおりである。

世界保健機関(WHO^())、国際獣疫事務局(OIE^())、国連食糧農業機関(FAO^())

CDC

米国科学者協会(FAS^()): 感染症モニタリング・プロジェクト(Pro-MED^())

独立行政法人動物衛生研究所 など

4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」^()の構築

発生地域からの帰国者等で、新型インフルエンザの感染が疑われる者に対し、本人の同意を得て速やかに検査等を実施し、患者発生を早期に把握する「青森県・新型インフルエンザアラート」を構築し、まん延防止の徹底を図る。〔健康福祉部〕

国における新型インフルエンザに対する高感度検査キットの開発状況等に関する情

報を収集する。また、開発された場合には当該キットの確保を図るとともに、その使用にあたっては、有効性の確認を行う。〔健康福祉部〕

5．高病原性鳥インフルエンザの監視体制の充実

県内の家畜等におけるA型インフルエンザの動向把握、情報収集を図る。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内における養鶏場等の監視体制の強化、渡り鳥や野鳥（留鳥）の不審死の情報収集と検査を行い監視体制の充実を図る。〔農林水産部、環境生活部〕

家きん^()飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。〔農林水産部〕

情報提供体制の構築	
-----------	--

1．県民への情報提供

県の広報媒体のほか、市町村等の関係機関やメディアの協力を得て、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策について、県民に情報提供を行う。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、教育委員会、関係部局〕

海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況やその予防策等の情報提供を行う。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、農林水産部、教育委員会〕

様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、メディアの活用方法等について事前に検討する。〔企画政策部、健康福祉部、農林水産部〕

ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。〔企画政策部、健康福祉部〕

2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村等の関係機関に対し、適宜説明会を開催し、新型インフルエンザ対策について周知を図る。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう緊急連絡網（ファックスリスト、メーリングリスト等）を作成する。〔健康福祉部〕

保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する説明会等を開催し、情報連絡体制を整備するとともに、発生時に備えた協議を行う。〔健康福祉部〕

3．情報提供に利用可能な媒体・機関

県、市町村、関係機関の広報媒体をリストアップし、様々な対象者を想定した広報

手段を整備する。〔総務部、企画政策部、健康福祉部、農林水産部、教育委員会、関係部局〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1．抗インフルエンザウイルス薬の確保

抗インフルエンザウイルス薬（以下「抗インフルエンザ薬」という。）は早期治療薬又は予防薬としての効果が期待されることから、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき提示された県の備蓄目標量（12万人分）を踏まえ、リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄計画を策定する。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の効果的な活用方法について検討し、使用計画を作成する。〔健康福祉部〕

各医療機関、市町村等に対し、医療従事者及び社会機能維持者等の発症予防及び感染拡大防止のための、抗インフルエンザ薬の確保等について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザ薬の適正な流通について依頼する。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の使用にあたっては、副作用に関する事項について啓発及び情報提供をするとともに、薬剤耐性の監視を行う。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国が策定する接種に関する基本指針及び接種実施ガイドラインに基づき、接種に必要な資器材の確保、接種体制・接種の優先順位・対象人数等（医療従事者及び社会機能維持者等）についてワクチンの接種計画を策定する。〔健康福祉部〕

国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、国におけるプロトタイプワクチン^()原液の製造、貯留に関する情報収集を行う。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内の医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種を必要とする対象者を把握する。〔健康福祉部〕

ワクチンの使用にあたっては、ワクチンの有効性や副反応等を把握する。〔健康福祉部〕

3．医療資器材等の確保

新型インフルエンザの発生及び流行に際し、必要とされる感染防護衣、医薬品、消

毒薬等の確保や使用に関する計画を策定する。〔健康福祉部〕

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（インフルエンザ迅速診断キット、新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保に努める。〔健康福祉部、農林水産部〕

各医療機関等に対して、医療資機材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の整備	
------------	--

1．相談

発生段階に応じた相談体制について、事前に検討し、必要な準備を行う。〔健康福祉部〕

健康福祉部内・各保健所内に、専用回線による電話相談体制の整備を図るとともに、相談対応マニュアルを作成する。〔健康福祉部〕

従来型インフルエンザ用ワクチンに関する情報を提供する。〔健康福祉部〕

2．検査

環境保健センターにおいて、国から示される新型インフルエンザ検査ガイドラインに準拠した検査体制を整備する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）からの検体の採取やその搬送に関するマニュアルを策定する。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1．指定医療機関の確保

国の要請に基づき、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・治療にあたる指定医療機関の整備を図る。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザが国内で発生した初期の段階では、なるべく特定の医療機関に患者を集約させる必要があることから、感染症指定医療機関等（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関を含む。）に対して協力を要請する。〔健康福祉部〕

感染症指定医療機関の状況（2005年10月1日現在）

第二種感染症指定医療機関

医療機関数 4 (病床数 20 (室 14)、うち陰圧病床^() 18 (室 12))

結核病床を有する医療機関の状況 (2005年10月1日現在)

医療機関数 4 (病床数 133 (室 42)、うち陰圧病床 57 (室 18))

国の要請に基づき、指定医療機関における必要な医療器材、県内流行期・大規模流行期における増床の余地に関して調査を実施し、その確保に努める (例 : P P E^()、レスピレーター^()、簡易陰圧装置)。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、国が策定する新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン、新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン、新型インフルエンザ患者搬送ガイドライン等 (以上、随時の修正分を含む。) を周知する。〔健康福祉部〕

2. 県内流行期・大規模流行期における医療の確保

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期において入院患者を受け入れることが可能な医療機関 (以下「協力医療機関」という。) の選定について検討する。 (例 : 協力医療機関として、以下の機関において優先的な対応について依頼する。)

公的医療機関 (自治体立病院、日赤病院等)

国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関

その他受け入れが可能な病院・診療所

3. 医療従事者の確保

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ院内感染対策ガイドラインの周知徹底を図る。〔健康福祉部〕

感染症指定医療機関等において模擬訓練等を実施し、感染症対応能力の向上を図る。〔健康福祉部〕

現在従事していない有資格者の活用やボランティアの医療行為以外への活用について検討する。〔健康福祉部〕

4. 患者搬送体制の整備

搬送時における感染予防策の徹底を図るとともに、県内発生・小流行期、県内流行期・大規模流行期には患者数の増加、入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから、搬送体制について検討し、県の「患者搬送ガイドライン」を作成する。〔健康福祉部、総務部〕

トリアージ方針 (新型インフルエンザ疑い患者の感染症指定医療機関等受診への誘導の仕方) を検討し、トリアージ対応マニュアルを作成する。〔健康福祉部〕

5. こころのケア対策

新型インフルエンザの流行に伴う心的外傷後ストレス障害（PTSD）^()の対応について検討する。〔健康福祉部〕

6. その他

県内流行期・大規模流行期を想定し、入院可能な病床数が不足する場合は、学校等の公共施設等を患者（流行のピーク時で1日最大1,160人を想定）の収容を行う大型施設として使用することを検討する。なお、患者を収容する大型施設の医療従事者の確保についても併せて検討する。〔健康福祉部〕

児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について検討する。〔健康福祉部、関係部局〕

国の要請に基づき、火葬場の処理能力についての把握・検討する。〔健康福祉部〕

防疫体制の構築	
---------	--

1. まん延防止対策

平常時から、県民等に対して、手洗いやマスク着用などの標準予防策^()、飛沫感染予防策、接触感染予防策の徹底を図るよう周知する。特に児童及び高齢者や障害者等の入所施設において集団感染が発生しないように、これら感染予防策の徹底の周知を含めた事前対策に努める。〔健康福祉部、教育委員会、総務部〕

2. 水際対策の強化

海外渡航者に対する高病原性鳥インフルエンザ感染防止のための注意喚起を行い、海外から高病原性鳥インフルエンザの流入を防止するため、検疫所等と連携を強化する。〔農林水産部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部、企画政策部〕

高病原性鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）が発生した場合、その者に対して出国自粛を求める。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

3. 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対策

県内でのトリにおける鳥インフルエンザの発生に備え、高病原性鳥インフルエンザ

の防疫体制の整備を行う。〔農林水産部、総務部〕

県内でのトリにおける鳥インフルエンザ発生時において、農場関係者や防疫関係者等への感染予防策等（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種及び必要に応じて抗インフルエンザ薬の予防投与等）を徹底する。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内での鳥インフルエンザ発生時において、「青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、関係者の健康チェックやヒトへの感染が疑われる場合に対応する検査体制等の整備に努める。〔健康福祉部〕

県内での鳥インフルエンザ発生時において、県警察は必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。〔警察本部〕

ペット鳥取扱業者や、動物園等において、濃厚に鳥と接触する飼育者等に異常が認められた場合には、健康チェック等を行う。〔健康福祉部〕

学校・家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。〔農林水産部、教育委員会、総務部、健康福祉部〕

海外発生期

4A

情報収集・分析及び情報提供体制を強化すべき時期

定義

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認された時期

基本的方向性

「青森県健康危機管理対策本部」を設置し、海外からの流入防止の徹底を図るとともに、国内発生に備えた全庁的な対策の構築を図る。

また、新型インフルエンザであることを特定するための症例定義を明確にするるとともに、その発生を早期に把握する「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動する。

主な対策

- (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の強化
- (2) 情報提供体制の充実
- (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用
- (4) 相談、検査の開始
- (5) 医療体制の確保
- (6) 防疫体制の構築

WHOの発生宣言に基づき、新型インフルエンザウイルスが確定され次第、国は、新型インフルエンザを感染症法に基づく指定感染症^()への政令指定を行い、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。

本部長は、「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動し、関係機関による検査等を開始する。

なお、「青森県・新型インフルエンザアラート」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

新型インフルエンザサーベイランス体制の強化

1．発生動向調査体制の強化

患者定点に対し、国内発生期からの報告を週報から日報とするよう事前に協力を要請する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ（疑い症例も含む）の発生動向について把握する。〔健康福祉部〕

感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。〔健康福祉部〕

患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを開始する。〔健康福祉部〕

2．学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化

学校に対し、インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度報告するよう協力を要請する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を強化する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3．国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部、農林水産部〕

4．「青森県・新型インフルエンザアラート」の発動

県内での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生を早期に把握するため、「青森県・新型インフルエンザアラート」を発動する。〔健康福祉部〕

5．高病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化

新型インフルエンザの発生に伴い、高病原性鳥インフルエンザの動向に注意しつつ、監視体制、防疫体制を強化する。〔健康福祉部、農林水産部、環境生活部〕

県内の家畜等におけるA型インフルエンザの動向把握、情報収集を図る。〔農林水産部、健康福祉部〕

県内における養鶏場等の監視体制の強化、渡り鳥や野鳥（留鳥）の不審死の情報収集と検査を行い監視体制の充実を図る。〔農林水産部、環境生活部〕

家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。〔農林水産部〕

情報提供体制の充実	
-----------	--

1．県民への情報提供

県民に対し、海外での発生状況等について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について周知し、風評による影響を防止する。〔企画政策部、健康福祉部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、迅速に情報提供するとともに、国内発生に備えた対策への協力を要請する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」の発動を周知する。〔健康福祉部〕

3．広報担当者（スポークスパーソン）の設置

新型インフルエンザ発生時以降、常にメディアの前線に立ち、県民へのメッセージとなる専任の広報担当者（スポークスパーソン）を決定する。〔企画政策部、健康福祉部〕

情報の発信に先立ち、新型インフルエンザに関する情報を集約し、一元化するための情報管理の手法について検討する。〔企画政策部、健康福祉部〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1．抗インフルエンザ薬の確保

県内での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生に備え、抗インフルエンザ薬を確実に投与できるよう、未発生期において策定した使用計画に基づく準備を行う。〔健康福祉部〕

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量を把握する。〔健康福祉部〕

各医療機関に対し、抗インフルエンザ薬の適正な使用を要請する。〔健康福祉部〕
各医療機関に対し、従来型インフルエンザ（H1N1、H3N2、B型）患者には、原則として抗インフルエンザ薬の使用を控えるよう依頼する。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国内でヒトからヒトへの感染が発生した場合の、ヒト感染集団周辺等への緊急的なワクチン接種を目的とした、国におけるプロトタイプワクチン^()原液の製造、貯留に関する情報の収集を継続して行う。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、計画的なワクチン接種に向けて、市町村等と協力して接種体制の整備を図る。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種用器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

相談、検査の開始	
----------	--

1．相談

健康福祉部内及び保健所内に専用電話を設置し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航者、発生国・地域からの帰国者等からの電話相談を開始する。

2．検査

環境保健センターは、「青森県・新型インフルエンザアラート」によるウイルス検査（PCR検査）を行う体制を整備する。〔健康福祉部〕

必要と判断される者に対しては、本人の同意を得て、「青森県・新型インフルエンザアラート」によるウイルス検査（PCR検査）を行う。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1．新型インフルエンザに対する症例定義

国から新型インフルエンザに対する症例定義（随時の修正分を含む。）が示された場合には、速やかに関係機関に対し確実に周知する。〔健康福祉部〕

2．医療機関の整備

新型インフルエンザ疑い患者については指定医療機関において診断・治療を行うよう関係機関に周知する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関の選定について、関係機関と協議の上リストを作成する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、患者の収容を行う大型施設及びその施設ごとの収容人数等について検討する。〔健康福祉部〕

3．疑い症例の診断

新型インフルエンザ疑い患者については、トリアージ方針に従い指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう周知する。〔健康福祉部〕

4．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染予防策の徹底を周知するとともに、医療従事者の確保を図るよう要請する。〔健康福祉部〕

5．患者搬送体制の確保

県内発生・小流行期に備え、搬送時の感染予防策を確認するとともに、搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

6．その他

国の要請に基づき、地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院を検討する。〔健康福祉部〕

防疫体制の構築	
---------	--

1．まん延防止策の徹底

県民に対し、感染予防策の徹底を呼びかける。〔健康福祉部〕

環境保健センター、保健所の職員及び医療関係者等に対し、標準予防策等の徹底を周知する。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、WHOの域内感染指定地域への渡航自粛を呼びかける。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

検疫所等に対し、感染指定地域からの入国者等に対する検疫体制を強化するよう要請するとともに、検疫状況等に関する情報収集を図る。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を經由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

国内発生期		4B・5A
	感染拡大防止対策を強化すべき時期	
定義	<p>国内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限定されており、県内での発生はない時期</p>	
基本的方向性	<p>「青森県危機対策本部」を設置するとともに、「発生宣言」を発表する。 この時期は、県内での感染拡大の防止を目的に、県民への広報や相談体制を確立するとともに、県内での感染拡大に備え、入院・外来診療等の医療体制の確保など対応策を強化する。</p>	
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の強化 (2) 情報提供体制の強化 (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用 (4) 相談、検査体制の強化 (5) 医療体制の確保 (6) 防疫体制の強化 	

厚生労働大臣が国内でヒト - ヒト感染発生について宣言をする。

本部長の「発生宣言」

県民に対し、新型インフルエンザの「発生宣言」を発表するとともに、感染拡大防止のために標準予防策の励行を呼びかける。

なお、「発生宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

新型インフルエンザサーベイランス体制の強化

1. 発生動向調査の強化

患者定点からの報告を週報から日報とする。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生動向について把握するとともに、学校や社会福祉施設等におけるインフルエンザ様疾患の発生動向を把握する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部〕

クラスターサーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化の継続

インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度の報告を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」の活用

WHOの域内指定地域からの帰国者又は発生都道府県からの帰青者等から相談等があった場合、必要に応じて、本人の同意を得てウイルス検査（PCR検査）を実施する。〔健康福祉部〕

なお、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）とされた場合には、次のような対応をする。〔健康福祉部〕

患者に対し、感染症法に基づく入院勧告を行い、抗インフルエンザ薬による治療を行う。

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。

把握された新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の情報を感染予防策に活用する。〔健康福祉部〕

情報提供体制の強化	
-----------	--

1．県民への情報提供

県民に対し、海外及び国内での発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。〔企画政策部、健康福祉部、企画政策部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、海外及び国内での発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」への協力を要請する。〔健康福祉部〕

3．社会活動の制限について

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置等を行う。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動に自粛勧告があったことを周知する。

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

発生地域における事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告すること。

県民・施設入所者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1．抗インフルエンザ薬の投与

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量を把握する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう要請する。〔健康福祉部〕

各医療機関に対し、抗インフルエンザ薬の適正な使用を要請する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、県内流行期・大規模流行期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザ薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）以外において、原則として抗インフルエンザ薬の使用を控えるよう依頼する。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチン^()の供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の強化	
------------	--

1. 相談

相談件数の増加が予想されることから、健康福祉部・保健所での電話相談体制を継続・強化する。〔健康福祉部〕

2. 検査

環境保健センターは、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）から採取した検体によりウイルス検査（PCR検査）を実施する。また、新型インフルエンザに対する高感度検査キット及び抗インフルエンザ薬の有効性の確認を行うとともに、新型インフルエンザウイルスの最新情報の収集に努める。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1. 医療機関の整備

新型インフルエンザ患者については、指定医療機関において診療を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者については、トリアージ方針に従い指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう周知する。〔健康福祉部、総務部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関に対し、協力を要請する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、患者の収容を行う大型施設及びその施設ごとの収容人数等についてリストを作成する。〔健康福祉部〕

2. 国内発生患者及び接触者

新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告をし、確定診断を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い症例の検体を環境保健センターへ送付し亜型の検査を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した

場合には直ちに隔離を行う。〔健康福祉部〕

3．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染予防策の徹底を周知するとともに、医療従事者を確保するよう依頼する。〔健康福祉部〕

4．患者搬送体制の確保

県内流行期・大規模流行期において、新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

防疫体制の強化	
---------	--

1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査（^{（ ）}等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を経由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内での新型インフルエンザ発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

県内発生・小流行期		5B・6A
	社会機能の確保対策を実施すべき時期	
	定義	
県内での発生が確認され、さらに感染拡大が予想される時期		
	基本的方向性	
<p>「流行警戒宣言」を発表するとともに、社会不安の解消に努める。</p> <p>この時期は、指定医療機関において入院医療の確保に努めるとともに、外来医療については発生状況に応じて感染症指定医療機関を中心に外来協力医療機関の拡充を図る。</p>		
	主な対策	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の継続 (2) 情報提供体制の強化 (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用 (4) 相談、検査体制の拡充 (5) 医療体制の確保 (6) 防疫体制の強化 (7) 公共交通機関・ライフラインの機能確保 (8) 社会活動等の自粛、企業活動等の抑制 (9) 食糧・生活必需品の確保と物流情報の提供 (10) 住民生活の安全・安心の確保 (11) 火葬場の稼働の確保 		

厚生労働大臣の「非常事態宣言」

本県以外の都道府県で最初の流行(第一波)があり、急速に感染が拡大している場合、この段階で、厚生労働大臣の「非常事態宣言」(国内対策強化宣言)を行う場合がある。

本部長の「流行警戒宣言」

本部長は、県民の生活上不可欠な公共交通機関やライフライン等の社会機能は確保しつつも、感染拡大防止のため、県民に対し、不要不急の外出や催し物の自粛を呼びかける。

なお、「流行警戒宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にするようにする。

国が派遣する専門家チームの受入

国が必要に応じて本県に派遣した疫学、臨床等の専門家チームを受け入れ、技術的指導や助言等を受ける。

新型インフルエンザサーベイランス体制の継続

1. 発生動向調査の見直し

指定医療機関に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の日報による発生報告を求める。〔健康福祉部〕

患者定点からの報告については流行の状況によってその規模の見直し（中止を含む。）を行うが、病原体定点については継続する。〔健康福祉部〕

クラスターサーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化の継続

インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度の報告を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」の中止

「青森県・新型インフルエンザアラート」を中止する。〔健康福祉部〕

情報提供体制の強化

1. 県民への情報提供

県民に対し、国内及び県内の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

2. 関係機関への情報提供の継続

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、国内及び県内の発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」の中止を周知する。〔健康福祉部〕

3. 社会活動の制限について

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置等を行う。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動に自粛勧告があったことを周知する。

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

発生地域における事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告すること。

県民・施設入所者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。県民に対し、外出自粛を勧告すること。

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1. 抗インフルエンザ薬の投与

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量の把握を行う。〔健康福祉部〕

国からの要請に基づき、各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から次の者への予防投与を行うよう要請する。〔健康福祉部〕

患者が受診した医療機関の医療従事者

患者との濃厚接触がある社会機能維持者

各医療機関等に対し、患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、以下の措置を行うよう依頼する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザ薬による治療を行う。〔健康福祉部〕

外出の差し控え

健康管理の指導・実施

各医療機関等に対し、県内流行期・大規模流行期の患者対応を勘案し、治療薬の確

保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザ薬を使用しないよう依頼する。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう引き続き周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の拡充	
------------	--

1．相談

県民からの相談の増加に備え、健康相談のほか、生活福祉を加えた相談等に関する電話相談を市町村の協力を得て整備するよう努める。〔健康福祉部〕

2. 検査

環境保健センターは、サーベイランスのための検査を中心に検査体制の継続をする。
〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1. 新型インフルエンザに対する症例定義

国からヒト-ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義（随時の修正分を含む。）が示された場合には、速やかに関係機関に対し確実に周知する。〔健康福祉部〕

2. 外来医療の確保

新型インフルエンザ患者（疑い例を含む。）については、原則としてトリアージ方針に従い指定医療機関において診療を行うこととするが、その数が増大し指定医療機関のみでは対応できないと判断される場合には協力医療機関においても外来医療を担当するよう要請する。〔健康福祉部〕

上記の場合、協力医療機関において、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる場合は指定医療機関に移送する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、指定医療機関及び協力医療機関以外の各医療機関に対して外来医療の協力を要請する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院の確保を図る。〔健康福祉部〕

3. 入院医療の確保

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）については、指定医療機関において診療を行う。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関に対し、引き続き協力を要請する。
〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、病棟単位・フロア単位での病床確保や病院全体の専用病院化についても検討する。〔健康福祉部〕

国内発生期において作成したリストの中から県内流行期・大規模流行期において患者の収容を行う大型施設についてその設置者・管理者に協力を要請する。〔健康福祉部〕

4．患者及び接触者

新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告をし、確定診断を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い症例の検体を環境保健センターへ送付し亜型の検査を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。〔健康福祉部〕

5．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染、発病等により医療従事者が不足した場合、他の医療機関に応援を求めるほか、現在従事していない有資格者等の活用を図るよう要請する。〔健康福祉部〕

6．患者搬送体制の確保

県内流行期・大規模流行期において、新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

防疫体制の強化	
---------	--

1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査^()等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対して、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

病院・高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設、行刑施設^()・基地（多数の者が居住）等に対し、各施設における感染予防策を強化するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

2. 水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を経由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内及び県内での発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

公共交通機関・ライフラインの機能確保	
--------------------	--

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン従事者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、その機能の確保が困難と想定される場合には、これらライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保に努める。〔商工労働部、県土整備部〕

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者に対し、その従事者における新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）などの発生状況の報告を求める。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、公共交通機関事業者に対し、ヒトの移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を要請することについて事前に協力を求める。〔県土整備部、健康福祉部〕

ライフライン事業者や医療機関等の開設者等に対し、公共交通機関の運行縮小が実施される場合に備え、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する。〔県土整備部、健康福祉部〕

社会活動等の自粛、企業活動等の抑制	
-------------------	--

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置を行う。

1．社会活動等の自粛の要請

不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数が集まる活動について、自粛を要請する。〔関係部局〕

2．事業活動等の抑制等の要請

県民及び事業者に対し、社会的・経済的機能の低下による影響を最小限にとどめるため、電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう協力を要請する。〔関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤を停止し及び当該従業員の受診を勧奨するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

3．学校等の臨時休業等の要請

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業とするよう各設置者に対して要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

4．ごみの排出抑制

県民及び事業者等に対し、市町村等と連携してごみの減量化を要請する。また、市町村等が行うごみ収集等については、市町村等と連携して機能確保に努める。〔環境生活部、関係部局〕

5．その他

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨し、外出自粛を要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、その従業員のマスク着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨する。〔健康福祉部、関係部局〕

食糧・生活必需品の確保と物流情報の提供	
---------------------	--

食糧生産者や食糧流通関係者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、食糧・生活必需品の確保が困難と想定される場合には、関係業界団体等の協力を得て、食糧・生活必需品の確保に努める。〔商工労働部、農林水産部、関係部局〕

食糧・生活必需品の流通段階での取引量を把握し、県民に対してその情報を提供する。〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保	
---------------	--

1．住民生活の安全・安心の確保

社会的・経済的機能の低下に伴う治安の悪化が懸念される場合、住民生活の安全・安心を確保するため、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して、地域住民による自主的な防犯活動等を支援する。〔警察本部、総務部、環境生活部〕

2．在宅療養者等への支援

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供、生活必需品の配給）搬送、自宅死亡者等に関して、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して対応する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

火葬場の稼働の確保	
-----------	--

火葬場の事業主に対し、新型インフルエンザによる死亡者が多数となった場合、必要に応じて、可能な限り焼却炉を稼働するよう要請する。〔健康福祉部〕

国の要請に基づき、県内流行期・大規模流行期に備え、衛生上等の観点から、病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握を検討する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期

6B

社会的・経済的機能の破綻を回避する対応をすべき時期

定義

県内で大きな集団発生が見られ、さらに感染が急速に拡大し大流行に至った時期

基本的方向性

パンデミック期に至った場合は、「緊急事態宣言」を行う。

国が国民、関係者に対し、社会活動の制限に関する勧告・周知を実施した場合、範囲と期間を限定し、公共交通機関の運行縮小や企業等の営業活動の自粛を要請する。

なお、これらの措置にも関わらず、感染のまん延を防止できないときは、国・市町村及び事業者等と協議し、公共交通機関の運行停止、企業等の事業活動の抑制等の措置を検討する。

主な対策

- (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し
- (2) 情報提供体制の維持
- (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用
- (4) 相談、検査体制の継続
- (5) 医療体制の確保
- (6) 防疫体制の強化
- (7) 公共交通機関・ライフラインの機能確保
- (8) 社会活動等の自粛、企業活動等の抑制
- (9) 食糧・生活必需品の確保・配給
- (10) 住民生活の安全・安心の確保
- (11) 遺体安置所の設置

厚生労働大臣の「非常事態宣言」(国内対策強化宣言)

発令済みであることが考えられる。

指定感染症の対策の緩和

入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止する。

本部長の「緊急事態宣言」(県内の新型インフルエンザパンデミックの宣言)

本部長は、感染が危機的に拡大した状況の中で、社会的・経済的機能の破綻回避を図るため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小や企業等の事業活動の自粛の要請を講ずることに対して、県民、事業者に協力を訴える。

なお、「緊急事態宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

青森県新型インフルエンザ対策行動計画の見直し

対策の評価を行い、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の見直し状況を勘案し、必要に応じて青森県新型インフルエンザ対策行動計画を見直す。

新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し

1. 発生動向調査の見直し

患者定点、病原体定点からの報告について見直し(中止を含む。以下同じ)を行う。

〔健康福祉部〕

指定医療機関からの新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む。)の発生報告は可能な限り継続する。〔健康福祉部〕

クラスターサーベイランスを中止する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを中止する。〔健康福祉部〕

2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の見直し

インフルエンザ様疾患発生報告の見直し(中止を含む。以下同じ)を行う。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制の見直し(中止を含む。)を行う。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

情報提供体制の維持

1. 県民への情報提供

厚生労働大臣の非常事態宣言を受けて、県の対策強化を表明するとともに、県民に対し、以下の措置等を行う。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、企画政策部、各局〕

大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告すること。

すべての学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

事業所や福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告すること。

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。

県民に対し、次の点に関する最新の情報を提供する。

国内及び県内の発生状況、感染予防策、相談体制等に関する情報〔健康福祉部、企画政策部、関係部局〕

食料・生活必需品等に関する情報〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

公共交通機関及びライフラインなど社会機能の維持に関する情報〔商工労働部、県土整備部、企画政策部、関係部局〕

2. 関係機関への情報提供の継続

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、国内及び県内の発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、次の点について周知する。〔健康福祉部〕

患者定点、病原体定点からの報告について見直し後の措置

クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの中止

学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の見直し後の措置

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1. 抗インフルエンザ薬の投与

国の要請に基づき、各医療機関等に対し、患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザ薬の予防投与の措置を中止するよう要請する。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した使用計画を見直すとともに、抗インフルエンザ薬の確保に努める。〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の不足が生じていることを確認した場合、国への供給依頼を行う。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）以外には、抗インフルエンザ薬を使用しないよう依頼する。〔健康福祉部〕

2. 新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチンの供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

3. 医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保に努める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう引き続き周知する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、医療資器材等が不足するような場合には、標準予防策等の徹底により感染予防を図るよう周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の継続	
------------	--

1. 相談

市町村の協力を得て、健康や生活福祉に関する電話相談体制を継続する。〔健康福祉部〕

2. 検査

環境保健センターにおけるサーベイランスのための検査は継続する。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1．患者の治療

医療機関等の関係機関に対し、以下の内容を周知徹底する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、すべての医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者に行うこととする。

新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に、発症48時間以内に抗インフルエンザ薬により治療をおこなうこととする。

抗インフルエンザ薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。

- 1 新型インフルエンザ入院患者の治療
- 2 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
- 3 罹患している医学的にハイリスク群の治療
- 4 児童、高齢者
- 5 一般の外来者

2．外来医療の確保

原則として、すべての医療機関において、新型インフルエンザ患者・疑い患者の診断・治療を行う。〔健康福祉部〕

3．入院医療の確保

患者の隔離を行わない。〔健康福祉部〕

協力医療機関に対して、新型インフルエンザの入院患者の受け入れを行うよう引き続き要請する。〔健康福祉部〕

入院患者数、病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予想される場合には、国内発生期において作成したリストの中から患者の収容を行う大型施設において入院患者の対応を行えるような体制を整備する。〔健康福祉部〕

入所施設等において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。〔健康福祉部〕

4．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染、発病等により医療従事者が不足した場合、他の医療機関へ応援を求めるほか、現在従事していない有資格者等の活用を図るよう引き続き要

請する。〔健康福祉部〕

患者の収容を行う大型施設の医療従事者等については、県医師会等の協力を得るとともに、現在従事していない有資格者等の活用により確保を図る。〔健康福祉部〕

5．患者搬送体制等の確保

新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を継続する。〔健康福祉部、総務部〕

6．その他

国からヒト - ヒト感染の新型インフルエンザに対する症例定義の変更が示された場合には、速やかに関係機関に確実に周知する。〔健康福祉部〕

県内発生・小流行期において検討した、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の一般外来及び入院に対応しない病院の確保を図る。〔健康福祉部〕

患者を収容する大型施設における医療従事者等の確保の状況等について確認する。〔健康福祉部〕

防疫体制の強化	
---------	--

1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査^()等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

病院・高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設、行刑施設^()・基地（多数の者が居住）等に対し、各施設における感染予防策を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を経由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

新型インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に出国延期を勧告する。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部、関係部局〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内及び県内での発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を講じさせるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

公共交通機関・ライフラインの機能確保

1. 公共交通機関・ライフラインの機能確保

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン従事者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、その機能の確保が困難と想定される場合には、これらライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保に努める。〔商工労働部、県土整備部〕

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者に対し、その従事者での新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）などの発生状況の報告を求める。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

2. 公共交通機関の運行縮小要請

ヒトの移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、公共交通機関事業者と協議の上、必要に応じて、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を要請する。

〔県土整備部、健康福祉部〕

ライフライン事業者や医療機関等の開設者等に対し、公共交通機関の運行縮小が実施されている間、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する。〔商工労働部、県土整備部、健康福祉部〕

社会活動等の自粛、企業活動等の抑制	
-------------------	--

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置を行う。

1. 社会活動等の自粛の要請

大規模施設や興業施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を要請する。〔関係部局〕

2. 事業等の事業活動の自粛要請

県民及び事業者に対し、社会的・経済的機能の低下による影響を最小限にとどめるため、電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう協力を要請する。〔関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤を停止し及び当該従業員の受診を勧奨するよう要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

3. 学校等の臨時休業等の要請

すべての学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

4. ごみの排出抑制

県民及び事業者等に対し、市町村等と連携してごみの減量化を要請する。また、市町村等が行うごみ収集等については、市町村等と連携してその機能確保に努める。〔環境生活部、関係部局〕

5. その他

県民に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを励行するよう勧奨し、外出自粛を要請する。〔健康福祉部、関係部局〕

事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。〔健康福祉部〕

食糧・生活必需品の確保・配給	
----------------	--

食糧生産者や食糧流通関係者等が新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）になるなどし、食糧・生活必需品の確保が困難と想定される場合には、関係業界団体等の協力を得て、食糧・生活必需品の確保に努める。〔商工労働部、農林水産部、関係部局〕

食糧・生活必需品の流通段階での取引量を把握し、県民に対してその情報を提供する。〔商工労働部、農林水産部、企画政策部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保	
---------------	--

1．住民生活の安全・安心の確保

社会的・経済的機能の低下に伴う治安の悪化が懸念される場合、住民生活の安全・安心を確保するため、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して、地域住民による自主的な防犯活動等を支援する。〔警察本部、総務部、環境生活部〕

2．在宅療養者等への支援

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供、生活必需品の配給）、搬送、自宅死亡者等に関して、市町村、地域の住民団体及びボランティア団体等と連携して対応する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。〔健康福祉部〕

遺体安置所の設置	
----------	--

死亡者が増加した場合、火葬場の事業主に対し、火葬場の焼却能力増加を引き続き要請する。〔健康福祉部〕

火葬場の焼却能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、県内発生期

- ・小流行期において検討した一時的遺体安置所として使用する場所を活用する。〔健康福祉部〕

県内流行終息期		後パンデミック期
	社会的・経済的機能の回復及び新たな発生への備えを実施すべき時期	
定義	<p>新型インフルエンザに係る新規外来患者数が激減するなど、県内流行期・大規模流行期を経て新型インフルエンザの流行が終息した時期</p>	
基本的方向性	<p>県内流行期・大規模流行期を経て、新型インフルエンザの流行が終息したと判断したとき、本部長は「流行終息宣言」を発表する。</p> <p>この時期は、社会的・経済的活動を徐々に再開する時期であるが、再燃(再流行)を予防する観点から、社会的・経済的機能の回復は段階的に行う。</p> <p>なお、再燃したことが確認された場合には、その時の患者の発生状況に応じた発生段階での対策を実施及びその強化を行う。</p>	
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し (2) 情報提供体制の維持 (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用の継続 (4) 相談、検査体制の見直し (5) 医療体制の確保 (6) 防疫体制の強化 	

厚生労働大臣が「新型インフルエンザ流行終息宣言」を行う。

本部長の「流行終息宣言」

本部長は、新型インフルエンザの流行が終息したと判断したとき「流行終息宣言」を発表し、社会的・経済的活動を徐々に再開する。

なお、「流行終息宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

ガイドライン等の見直し

各種ガイドライン等の見直し、勧告、関連要請の見直しを行う。

新型インフルエンザサーベイランス体制の見直し

1．発生動向調査の見直し

これまで行ってきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用を行うとともに、新たな発生や流行の再燃に備え、必要な改善を行う。〔健康福祉部、環境生活部、農林水産部〕

2．学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の再開

インフルエンザ様疾患発生報告を未発生期における対応に戻す。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3．国等からの情報収集の継続

国、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ関連情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、情報収集を継続する。〔健康福祉部〕

情報提供体制の維持及び見直し

1．県民への情報提供の継続等

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）発生が減少傾向となっても、「流行終息宣言」が発表されるまでは県民への情報提供は継続する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

新たな発生や流行の再燃に備えて、情報提供体制を評価し、必要な改善を行う。〔健康福祉部〕

2．関係機関への情報提供の継続

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）発生が減少傾向となっても、「流行終息宣言」が発表されるまでは、関係機関への情報提供は継続する。

新たな発生や流行の再燃に備えて、情報提供体制を評価し、必要な改善を行う。〔健康福祉部〕

医療に必要な物資の確保、効果的な活用の見直し	
------------------------	--

1. 抗インフルエンザ薬の確保等の見直し

抗インフルエンザ薬の確保が困難となる場合には、標準予防策等の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

抗インフルエンザ薬の確保体制等について評価し、新たな発生や流行の再燃に備え、未発生期において策定した使用計画の見直しを行う。〔健康福祉部〕

国における、パンデミックを踏まえた、抗インフルエンザ薬の使用に係る 指針(予防投与、治療方法)の見直し等の情報収集を行い、各関係機関等に周知する。〔健康福祉部〕

2. 新型インフルエンザワクチンの接種体制の見直し

青森県新型インフルエンザ対策行動計画に関する総合評価を行う。〔健康福祉部、各部局〕

未発生期において策定した接種計画を評価し、新たな発生や流行に備え、ワクチンの接種体制を見直しを行う。〔健康福祉部〕

国における、投与症例を踏まえた、パンデミックワクチンの安全性・有効性に関する情報収集を行う。〔健康福祉部〕

3. 医療資器材等の確保の見直し

新たな発生や流行の再燃に備え、医療資器材等の確保に努める。〔健康福祉部〕

医療資器材等の確保体制等について評価し、新たな発生や流行の再燃に備え、確保方法等について見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の見直し	
-------------	--

1. 相談

相談、検査体制は、「流行終息宣言」が発表されるまで継続する。〔健康福祉部〕

2. 検査

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、相談、検査体制を見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

医療体制の確保の見直し	
-------------	--

1．外来医療の見直し

患者を収容する大型施設での外来診療は、各医療機関での外来医療が可能と判断された時点で終了する。〔健康福祉部〕

新たな発生や流行の再燃に備えて、外来医療の確保体制の見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

2．入院医療の見直し

患者を収容する大型施設での入院医療は、指定医療機関及び協力医療機関での入院医療が可能と判断された時点で終了する。〔健康福祉部〕

新たな発生や流行の再燃に備え、入院医療の確保体制の見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

3．医療従事者の確保の見直し

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、医療従事者の確保策について見直し、改善に努める。〔健康福祉部〕

4．患者搬送体制等の見直し

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、患者搬送体制について見直し、改善に努める。〔健康福祉部、総務部〕

5．こころのケア対策の継続

県内発生・流行期及び県内流行期・大規模流行期の被害状況を勘案し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）及びその家族等々のこころのケアについて対応する。〔健康福祉部〕

防疫体制の見直し	
----------	--

1．まん延防止対策の見直し

まん延防止策を終了する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、企画政策部、関係部局〕

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、まん延防止対策を見直し、

改善に努める。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

2. 水際対策の見直し

流行の経過を踏まえ、渡航延期勧告などの渡航情報、外国人等に対する対応、検疫体制について評価し、新たな発生や流行の再燃に備えて、水際対策について見直し、改善に努める。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部、関係部局〕

住民生活の安全・安心の確保の見直し	
-------------------	--

在宅療養者（児童・高齢者・障害者等を含む。以下同じ。）等の生活支援等を終了する。〔健康福祉部、総務部、環境生活部、関係部局〕

介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。〔健康福祉部〕